

# 福岡県公報

平成20年12月19日  
第 2 9 1 1 号

## 目 次

告 示 (第2056号 - 第2074号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
基本測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	7

公 告

落札者等の公示	(総務事務センター)	.....	7
公安委員会			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部警察安全相談課)	.....	7

## 告 示

福岡県告示第2056号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 サンコーベット&グリーン福岡東店
  - 所在地 福岡県糟屋郡志免町田富1丁目1番1号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2057号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市二日市南2丁目1178番5、1178番7から1178番10まで、1194番1、1194番26、1194番27及び1198番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市二日市南2丁目12番30号

長野 輝久

福岡県告示第2058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚山田線	飯塚市柏の森814番3先から 飯塚市柏の森539番4先まで

福岡県告示第2059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	新吉富線	前	築上郡上毛町大字中村370番2先から 豊前市大字小石原354番1先まで	9.8 ~ 17.2	622.0

			後	同上	9.8 ~ 17.2	622.0
豊前	県道	福吉土富線	前	築上郡上毛町大字垂水388番11先から 築上郡上毛町大字垂水389番3先まで	7.9 ~ 7.9	14.0
			後	同上	9.3 ~ 9.3	14.0

福岡県告示第2060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	新吉富線	築上郡上毛町大字中村362番2先から 築上郡上毛町大字中村64番先まで
豊前	福吉土富線	築上郡上毛町大字垂水388番11先から 築上郡上毛町大字垂水389番3先まで

福岡県告示第2061号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類  
基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
志免町	平成21年1月9日から 平成21年3月27日まで

福岡県告示第2062号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字曲り淵466 - 5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区長浜 1 丁目 4 番45 - 409号

吉村 秀

福岡県告示第2063号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字後原742 - 10から742 - 13、742 - 94、742 - 98、742 - 100、742 - 101、742 - 103及び742 - 104

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2851番地 1

駅前管理システム株式会社

代表取締役 清田 泰正

福岡県告示第2064号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市庄字辻299 - 5、301 - 2 及び302 - 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市筵内495番地 1

森山 敏幸

福岡県告示第2065号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2 第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年 6 月20日福岡県告示第844号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第2066号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業中元寺地区第5換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
田川郡添田町	中元寺	エラ	3965	田	1110のうち11
田川郡添田町	中元寺	エラ	3994	田	1388のうち69
田川郡添田町	中元寺	エラ	4006	田	1639のうち31
田川郡添田町	中元寺	原ノ下	4018 - 1	田	126のうち2
田川郡添田町	中元寺	中嶋	3956 - 1	田	1051のうち24
田川郡添田町	中元寺	エラ	3972	田	1672のうち35
田川郡添田町	中元寺	中ツル	4024	田	1530のうち35
田川郡添田町	中元寺	迫才	1353 - 1	田	3511のうち33
田川郡添田町	中元寺	小屋垣	4031	田	1523のうち15
田川郡添田町	中元寺	小屋垣	4033	田	1477のうち312
田川郡添田町	中元寺	原ノ下	4014	田	1886のうち18
田川郡添田町	中元寺	菅無田	3949 - 1	田	877のうち8
田川郡添田町	中元寺	エラ	3999	田	2016のうち19
田川郡添田町	中元寺	中津町	3903	畑	892のうち13
田川郡添田町	中元寺	原ノ下	4020 - 1	田	1021のうち48
田川郡添田町	中元寺	中嶋	3957 - 1	田	1890のうち37
田川郡添田町	中元寺	小屋垣	4030	田	899のうち9

田川郡添田町	中元寺	原ノ下	1356	田	1319のうち31
田川郡添田町	中元寺	エラ	3969	田	317のうち4
田川郡添田町	中元寺	原ノ下	1355	田	1633のうち16
田川郡添田町	中元寺	エラ	3963	田	238のうち30
田川郡添田町	中元寺	エラ	4003 1	田	522のうち16
田川郡添田町	中元寺	エラ	3964 1	田	986のうち9
田川郡添田町	中元寺	エラ	3968	田	1520のうち25
田川郡添田町	中元寺	エラ	3996	畑	664のうち32

## 福岡県告示第2067号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市稲元7丁目1439番66、1439番67及び1447番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市稲元3丁目7番12号  
柴田 和敏

## 福岡県告示第2068号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年12月4日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会

## (2) 代表者の氏名

久保 満男

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市伊岐須869番地 1 伊岐須児童センター内

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年の健全育成を目的として活動する会員相互の連携のもと、地域住民への青少年健全育成の啓発活動を行うとともに、青少年の社会的自立を促し、国、県及び市の青少年健全育成の施策に呼応して、健康で情操豊かな青少年を育成するための事業を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2069号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年12月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人グレインプラス

## (2) 代表者の氏名

宮木 秀和

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区大字新道寺3021

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県とその周辺に住む人々に対して、平尾台のカルスト台地における農業生産、主に葡萄生産に関する事業を行い、その作業体験を通じ、第一次産業への関心を喚起し、平尾台を中心とした周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2070号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年12月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人花の花

## (2) 代表者の氏名

河邊 恵子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区老司3丁目31番5号

## (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障がいを持つ者を含めた一般市民を対象とし、社会自立支援事業、食育と食文化の継承事業、また障がい児を含めた児童を対象とし、絵画、書道などの芸術を通じての健全な精神の育成、またプール指導などのスポーツを通じての育成事業、及び地域の交流事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障がい者を対象とした障害者自立支援事業、広く市民を対象とした食育と食文化の継承事業、障がい児を含めた児童を対象とした絵画・書道などの芸術を通じての健全な精神の育成事業、プール指導などのスポーツを

通じての育成事業、及び地域の交流事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2071号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州後見支援センター

(2) 代表者の氏名

今田 荘一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区黄金1丁目1番27号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人はこれからの高齢化社会を支えるために、高齢者や認知症の方を支援する事業を行い、高齢者等の権利擁護、財産管理、身上監護のための成年後見制度の普及によって、悩みや不安などを受け止め、安心して日常生活を送ることができる様に支援していきます。又、そのために必要な、各自治体や関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とします。

(変更後) この法人は、これからの高齢化社会を支えるために、高齢者や障害者等の権利擁護、財産管理、身上監護のための成年後見制度及びそれに関連する制度の普及をはかり、各自治体や関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第2072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	一 般 道	442 号	前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先 まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先 まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先 まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先 まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2

福岡県告示第2073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県 道	大牟田 植 木 線	前	大牟田市大字勝立484 - 2 先から 大牟田市大字勝立438 - 1 先まで	7.6 ~ 11.4	398.0
			後	同上	11.4 ~ 32.0	

福岡県告示第2074号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市須恵3丁目570 - 2、555 - 1、555 - 2、555 - 4、555 - 5、568 - 1及び831 -

2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市曲1592番地

株式会社グリーンサービス宗像

代表取締役 宮崎 正行

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

ノートパソコン（備53）767台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成20年11月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

扇精光株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡県福岡市博多区博多駅南2 - 3 - 1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

62,414,625円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年10月10日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第401号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第7条第1項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）を設定したので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年12月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

平成20年8月22日から同年9月20日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかった。

2 審査基準の設定の日

平成20年12月18日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部警察安全相談課に備え置く。